

○無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（平成十六年総務省告示第八百五十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後

改正前

別表第二十三号 無線設備の規格コード

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
【略】	【略】
設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA 2
設備規則第 49 条の 7 の 4 に規定する陸上移動局の無線設備	LT EMCA
【略】	【略】

項目	コード
【同左】	【同左】
設備規則第 49 条の 7 に規定する陸上移動局の無線設備	MCA
設備規則第 49 条の 7 の 3 に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA 2
【同左】	【同左】

附 則

この告示は、公布の日から施行する。